

桑名市公共施設等照明設備ＬＥＤ化事業賃貸借仕様書（第２回）

1 事業名称

桑名市公共施設等照明設備ＬＥＤ化事業

2 事業の目的

本事業は 2027 年末に予定される蛍光灯の生産終了を見据え、公共施設からの二酸化炭素排出量の削減及び経費削減による財政負担の軽減を図ることを目的として、既存の公共施設の照明を賃貸借方式によりＬＥＤ照明に更新する。

3 事業対象期間

リース開始日より、順次 10 年間（120 か月）の賃貸借を開始するものとし、全ての対象施設の賃貸借を令和 11 年 3 月 1 日までは開始することとする。

なお、各施設の施工及び賃貸借開始のスケジュールについては、受注者提案及び発注者との協議により決定することとする。

4 事業内容

（１）LED照明器具仕様

①構造・規格等

- （ア）照明器具、ランプ及び付属部品等は新品であること。照明器具は、原則ランプのみの交換ではなく器具ごと交換とすること。ただし、特注器具や特殊デザイン器具など標準品のＬＥＤ照明器具の採用が困難な箇所については、発注者と協議とする。
- （イ）交換する器具は原則既存器具と同形状同構造のものとする。
- （ウ）使用する器具はＪＩＬ５００４「公共施設用照明器具」に登録対応器種を持ち、ＬＥＤ照明器具の販売実績を 15 年以上有する国内メーカーの製品とすること。
- （エ）ＩＳＯ９００１、ＩＳＯ１４００１の認証取得工場で製造していること。
- （オ）電気用品安全法（ＰＳＥ）に適合していること。
- （カ）本事業に関連するＪＩＳ（日本産業規格）、ＪＩＬ・ＪＥＬ・ＪＬＭＡ（日本照明工業会）、各種ガイドライン等の各種規格に適合するもの又は同等以上のものであること。
- （キ）電線、吊りボルトやスイッチなど既存流用部分が劣化しており、十分耐えうるものではない場合は、本契約の作業範囲として、発注者と協議のうえ、交換又は補強及び落下防止器具を取り付けるなど、安全性を確保すること。
- （ク）既存器具が調色、調光器を使用している場合は、原則既設と同等の制御が可能な照明器具とすること。また、監視制御装置と連動している場合は、発注者と対象か否かを含めた協議のうえ、適当な対応をすること。
- （ケ）既存照明器具に安定器がある場合は、撤去、処分すること。
- （コ）オートリフター機器がある場合は撤去し、オートリフター制御の電源については、分電盤側で切り離し、絶縁処理を行い、制御盤表面に「使用禁止」の表示をすること。

- (サ) 既存器具に防球ガードがある場合は、交換器具についても設置し、落下防止措置を施すこと。
- (シ) 上記の（ア）、（キ）、（ク）において受注者は、当該施設の所管課とも協議を行うこと。

②性能等（共通仕様）

- (ア) L E Dモジュールの寿命は 40,000 時間以上（光源の光束維持率はベースライト型照明器具が 85%、投光器・高天井照明及びダウンライト型照明器具は 80%以上）の器具とすること。
- (イ) 外部に設置する照明器具については、適切な防水性、耐候性、耐食性を有すること。
- (ウ) 照度は JIS 規格における必要照度が定められている部屋について、必要照度以上が確保できるような照明器具を選定すること。規格にない部屋については、既存照明の照度と同等以上とすること。
- (エ) 色温度及び平均演色評価数（Ra）は既存の照明器具と同等とすること。
- (オ) 非常用の照明装置については原則既存と同等の設置方法とし、床面において 2 lx 以上を確保すること。但し、既存照明において照度を確保していない場合は別途協議とする。

③水道施設

下水道課管理の污水施設において硫化水素等が発生する恐れのある施設に関しては、下水道事業団仕様で耐腐食性の高い機器もしくは既設と同等以上の仕様の機器を取り付けること。

④体育館高天井器具の仕様

- (ア) 光源（L E D）寿命は、60,000 時間（光束維持率 85%以上）以上の製品とすること。
- (イ) 照明器具は調光機能を有すること。
 - ・調光方式：有線、無線は問わない（無線の場合）周波数帯域は問わないが、既存通信設備と干渉せずに正常動作を確保できる仕様であること。
 - ・調光率：連続調光 5 %～100%
 - ・操作方式：リモコン（点灯消灯及び調光操作）
 - ・調光コントローラー：壁掛端末を基本とし、設置場所を発注者と協議すること。
 - ・点灯パターンについては、発注者と協議の上、学校毎に設定を行うこと。
 - ・照明器具 1 台単位での個別調光制御の機能を有する照明器具を導入すること。（個別調光制御用の操作機器（リモコンもしくはタブレット）の導入を含む。）
 - ・操作に関する簡易マニュアル（A 4 両面 1 枚）を作成し、提出すること。
 - ・調光機能を行うために、必要な配線工事等が発生する場合は、専用配線を敷設すること。

⑤市民会館客席天井器具の仕様

客席天井器具については電灯交換と照明器具に対応する信号変換器の設置を目的とし、電灯と信号変換器をつなぐ配線を作業に含むものとする。

- (ア) 連続調光 0～100%、色温度 3,000K、演色性 R a 85 以上とする。ただし、位相制御調光は不可とする。
- (イ) 選定した照明器具に対応する信号変換器を設置すること。信号変換器は調光信号（DMX 信号）を変換可能な物とする。（例：DMX-PWM 変換、DMX-Node 等）

⑥博物館

(ア) 1階企画展示室および市民ギャラリー、2階常設展示室の照明については、調光機能を有すること。

- ・調光方式：有線、無線は問わない。ただし無線の場合、施設内の既存通信設備と干渉せずに正常動作を確保できる仕様であること。導入にあたっては、事前に電波環境調査等の必要な措置を講じること。

- ・調光率：連続調光1%～100%

- ・操作方式：リモコン（点灯消灯及び調光操作）

- ・調光コントローラー：壁掛端末を基本とし、設置場所を発注者と協議すること。既設の調光機能設備の流用が可能で、かつ本仕様書の要求性能を満たせる場合は、積極的に活用する提案を行うこと。

- ・照明器具1台単位での個別調光制御の機能を有する照明器具を導入すること。

（個別調光制御用の操作機器（リモコンもしくはタブレット）の導入を含む。）

- ・調光機能を行うために、必要な配線工事等が発生する場合は、専用配線を敷設すること。

⑦蟠龍櫓

(ア) 屋外のライトアップ用ライトの点灯と点滅について、既設のタイマー機能を使用すること。既設のものが使用できない場合は、同等の機能を有するものを設置すること。

(イ) 屋外のライトアップ用ライトについて歩行者が眩しくないよう調整をすること。

⑧街路灯、公園灯、防犯灯（以下「街路灯等」とする。）の共通仕様

(ア) 器具は、およそ15年（設計寿60,000時間相当）の耐用年数を有し屋外環境での仕様に耐える構造とすること。

(イ) LED灯具の光色は、原則昼白色であること。

(ウ) 風速60m/sに耐えうる構造を有する製品であること。

(エ) 道路利用者等の安全確保のため、落下防止ワイヤー等による落下防止措置を講じること。

(オ) 電波障害の発生が抑制されている製品であること。

(カ) 器具は、落雷による故障発生の低減を目的に電源線と筐体との間に15kVのサージ電圧を印加しても故障がなく、再使用が可能であること。

(キ) 防塵・防水性能は、従来の防雨型に相当するIP23以上とすること。

(ク) 使用するLED灯具は全て国内メーカーの製品とすること。また、照明器具メーカーはISO9001（品質）及びISO14001（環境）を取得していること。

(ケ) 自治体の所有する公園照明灯又は道路照明施設等のESCO事業、リース事業等によるLED化事業において、使用された実績のある照明器具メーカーであること。

(コ) 街路灯等において、既存照明器具に遮光機能（遮光版、ルーバー等）が付属されている場合は、同等の機能を有するものを設置すること。

(サ) 道路灯照明器具の選定については、既設照明灯の照度も踏まえ

「LED道路・トンネル照明導入ガイドライン（案）平成27年3月国土交通省」に準拠し、現場の道路状況に即した照明器具（連続照明、交差点照明等）の選定を行うこと。なお、灯具の想定台数は以下の通りとする。

- (シ) 照明器具等は、調達前に機器図面等を提出し、当該施設の所管課の承諾を得ること。

⑨防災照明器具

- (ア) 防災照明器具については、建築基準法及び消防法の関連法令に定める基準を遵守すること。
- (イ) 下水道課管理の污水施設において硫化水素等が発生する恐れのある施設に関しては、下水道事業団仕様で耐腐食性の高い機器もしくは既設と同等以上の仕様の機器を取り付けること。
- (ウ) 所轄の消防署へ改修に伴う各種届出を行うこと。また、その際、消防法における改善等を指摘された場合は、発注者と協議すること。
- (エ) 上記の（ウ）において受注者は、当該施設の所管課とも協議を行うこと。

(2) 調査業務仕様

①共通仕様

- (ア) 受注者は、対象施設に設置された屋外・屋内全ての照明器具の現地調査を行うものとする。調査に当たっては、発注者と日程調整を行い実施すること。
- (イ) 現地調査では「部屋情報」及び「器具情報」を部屋毎に確認・記録し、交換前及び交換予定の照明器具が記録された照明器具一覧（設置前協議用）を作成し、Excel データで納品するものとする。協議に必要な照明器具仕様書についても添付すること。施工後は、設置した器具を記載した照明器具一覧（施工後）を完成図書として納品するものとする。
- (ウ) 調査の際、現在設置されている電灯の仕様に不明点がある、同等の物が販売されていない等、電灯の選定に当たり発注者の判断が必要なものに関しては、受注者が判断することなく別途取りまとめ、必ず発注者と協議するものとする。協議を行わず、受注者判断で発注者の意思と異なるものを設置した場合、5 検査（4）の是正の対象となる。
- (エ) 現地調査時に既存照明器具の明るさや配置について、下記事項のいずれかに該当する場合は、（ウ）の協議対象とし、発注者と協議を行う。
- ・当該施設の所管課より改善要望等があった場合
 - ・金額の大幅な増額を伴う場合
 - ・当初の提案限度額を超える場合
- (オ) 上記の（ア）、（ウ）、（エ）において受注者は、当該施設の所管課とも別途調整・協議を行うこと。

②街路灯等

- (ア) 発注者が管理する全ての街路灯等については、電気契約一覧等、既存資料を基に現地調査を実施するものとする。
- (イ) 調査項目は、設置場所、管理番号、灯具の種類、灯具形式、基礎形式、照明柱種別（単独柱、共架柱等）、消費電力、電柱番号、お客様番号を確認すると共に、街路灯等の状況が確認できるような写真を撮影（設置状況と全体像が把握できるように遠景撮影のほか、灯具種別が確認できるように近景撮影）する。
- (ウ) 支柱形状に基づき、テーパーポールやストレートポールなどの支柱形式を調査する。また、劣化・傾き等により倒壊の恐れがある照明柱を発見した場合は、当該街路灯等の所管課に劣化の状況を報告する。なお、劣化度の判定基準については、当該街路灯等の所管課と協議の上決定する。

- (エ) 電力会社の契約者情報との照合提供を受けた電力会社の契約情報と電力供給柱番号を基にデータ照合を行い、引込柱などの電柱番号が重複するものや、電力会社から提供を受けた資料の電柱番号と現地調査結果の電柱番号が一致しない場合は、不突合リストとして取りまとめを行うものとする。不突合街路灯等については、発注者及び電力会社に報告し、対応を協議することとする。
- (オ) 調査の際、街路灯等かどうか判断がつかないものに関しては、別途取りまとめ、当該街路灯等の所管課と協議するものとする。
- (キ) 上記の（エ）において受注者は、当該施設の所管課にも報告し、対応を協議することとする。

③街路灯等の台帳、データ

既存の台帳およびデータの更新を目的とする。

- (ア) 既存資料及び現地調査によって整理した街路灯等について、現地の位置情報と整合させた地図情報及び管理台帳を作成する。
- (イ) 管理台帳は街路灯等情報（街路灯等番号、電力契約情報（契約名義、契約番号、契約種別、契約容量）、現場写真（遠景、近景、位置図等）、供給電柱番号、支柱共架した場合はその電柱の所有者名、設置場所、支柱種類、建柱場所、灯具仕様（灯具種別、メーカー、形式、ワット数）を表示し、A4サイズで印刷ができること。記載の仕方の詳細については、作成前に当該街路灯等の所管課と協議を行うこととする。
- (ウ) 作成するGISデータは、汎用的なデータ形式（Shape形式等）として作成するものとする。現地調査の過程において確認した街路灯等の劣化・傾き等についてはGIS上で劣化損傷度合の判読が確認できるように属性情報の入力を行うこと。また、台帳情報のデータ形式についてはExcel形式を基本とするが、当該街路灯等の所管課と協議のうえ決定するものとする。
- (エ) 地図情報及び管理台帳は、項目（機器の種類、供給柱番号等）ごとに抽出や集計が可能であり、新たに設置する街路灯等に関するデータの追加や既設照明灯の修正、削除等が、可能であること。また発注者が利用している既存GISへ容易に連携できること。
- (オ) 上記の（イ）（ウ）において受注者は、必要に応じて発注者とも協議することとする。

④台帳管理システム

街路灯のLED化状況および保守管理状況の管理を目的とする。

- (ア) 自治体に納品した実績のあるシステムを屋外防犯灯管理システムを「台帳管理システム」として採用し、保守管理等に使用すること。
- (イ) 台帳管理システムは保守管理等の状況を当該街路灯等の所管課で確認できるよう、必要な物品についても納品を行うこと。
- (ウ) 台帳管理システムのデータベース項目の詳細については、発注者と協議の上、定めるものとする。
- (エ) 賃貸借契約終了後には、台帳管理システムの最新データを市のGISへ連携すること。データ形式等については作成前に当該街路灯等の所管課と打ち合わせを行うこと。
- (オ) 上記の（エ）において受注者は、必要に応じて発注者とも協議することとする。

(3) 工事仕様

①提出書類

「8 提出書類一覧」に示すもので、契約後用意できるものから速やかに書類を作成し、提出すること。

②施工

- (ア) 施工を担う受注者は、「桑名市公共施設等LED化事業公募型プロポーザル実施要領（第2回）」に記載している「4 参加資格要件」に該当すること。
- (イ) 受注者は、受注者の責任のもと、電気工事業者等により施工するものとし、当該作業に必要な資格を有する者を選定すること。
- (ウ) 工事着手前に現場調査、回路調査等を十分に行い、作業を実施するものとし、調査等において仕様書との相違を発見した場合には、速やかに発注者に報告し、協議すること。
- (エ) 受注者は、業務着手時、月末、納品時及び発注者が必要と認めるときは、打合せ協議を実施するものとする。また、受注者は、工事着手前に、当該施設の所管課と施工日程、時間及び仮設計画等について、綿密に打合せを行い、その協議内容について発注者に報告すること。
- (オ) 設置作業に使用する雑材は全て新品とする。
- (カ) 設置作業において発生する軽微な工事、補修等については、本契約の作業範囲として実施すること。
- (キ) 停電等、運営上必要な機能を停止する場合は、事前に当該施設の所管課と調整し、事故及び紛争等を防止すること。
- (ク) 工事期間中、火災保険又はそれに代わる請負賠償責任保険等に参加し、証書の写しを提出するものとする。
- (ケ) 施工にあたり、施設運営への影響が最小限となるよう配慮するとともに、施設利用者等の安全に配慮した施工管理とすること。
施設ごとの施工時期（予定）については別紙1のとおり。施工時期が令和9年度と令和10年度の施設については、基本的には各年度2契約に分けて実施すること。
- (コ) 搬出入経路については、施設管理運営上の支障に留意し、当該施設の所管課の承諾を得ること。
- (サ) 作業車及び運搬車等の車両の駐停車場所や、資材置場、荷捌き場、搬出物の仮置場等の施設の敷地内における必要な場所については、事前に当該施設の所管課の承諾を得ること。
- (シ) 既存照明器具の撤去のみを行う場合は、撤去後の景観に配慮すること。
- (ス) 既設照明器具撤去に伴い、天井改修等が必要な場合は、これを受注者の負担で行い、現状復旧を行うこと。
- (セ) 設計照度分布図を作成し、照明の配置変更が必要な場合は、発注者と協議すること。
- (ソ) 施工に伴い、各種備品等を移動する必要がある場合は、当該施設の所管課と協議のうえ、原則受注者がこれを行うこと。
- (タ) 作業中は、粉塵の飛散に十分留意し、適切な養生を行い、作業終了後は床掃除を行うこと。

- (チ) 施工前後に照明回路の絶縁抵抗及び導通試験を行い、その結果を当該施設の所管課に報告すること。
- (ツ) 照明器具設置前後の照度計による測定を行い、その結果を当該施設の所管課に報告すること。なお、測定位置については当該施設の所管課と事前に協議を行い、承諾を受けたうえで行うこと。
- (テ) 撤去した既存照明器具、安定器、ランプ等については、関連法令を遵守し、受注者で処分するものとし、産業廃棄物処理管理票を提出すること。
- (ト) P C Bを含む安定器等があった場合、取扱いについて当該施設の所管課と協議すること。
- (ナ) アスベスト含有のおそれがある既設天井ボードに開口を設ける必要がある場合は、アスベストを含有するとみなし、関係法令に基づき必要な手続きを行ったうえ適切な方法で作業を行うこと。
- (ニ) 現状、点灯を間引きしている照明器具についても、本事業の対象とする。
- (ヌ) 本仕様書にない事項について、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」最新版、「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）」最新版及び「公共施設設備工事標準図（電気設備工事編）」最新版を遵守すること。
- (ネ) 上記の（セ）において受注者は、必要に応じて当該施設の所管課とも協議することとする。

③設置した照明器具への表示

- (ア) 賃貸借品であることがわかるよう賃貸借期間を記入した表示をすること。具体的な表示内容については別途協議とする。
- (イ) 街路灯等については管理プレートを設置すること。具体的な表示内容については当該施設の所管課と別途協議とする。
- (ウ) 管理プレートの材質は、高分子系材料の場合は、紫外線などによる対候性能について、J I S A 1 4 1 5（1999 年）での試験をクリアしていること。また、金属系の場合は錆の発生が無いようにすること。
- (エ) 管理プレートの字は、経年による劣化が少なく、文字の視認が容易であること。
- (オ) 管理プレートはステンレスバンドで地表 2 m 前後の位置に取り付けること。

④電気契約等

- (ア) 受注者は、電力会社及び関係通信事業者等に対する申請書類等の作成並びに申請に係る諸手続きを実施すること。これらの経費も、入札金額に含むこととする。
- (イ) 受注者は、電力会社に申込む電気使用申込書を作成し、発注者の承諾・押印を得た上で機器設置日までに、または電力会社が指定する日までに変更契約を申込むこと。なお、申請にあたっては、1 週間単位で設置箇所を取りまとめることを基本とし、電力会社営業所窓口またはインターネットで申し込みを行うこと。また、電力会社との 1 件あたりの契約容量が LED 化により 1 k V A 未満となる場合は、公衆街路灯 B（従量制）から公衆街路灯 A（定額制）へ契約変更するものとする。

(4) 賃貸借業務

① 賃貸借業務に含まれる内容

- (ア) L E D照明器具及び設置に必要な付属品一式
- (イ) L E D照明器具更新に係る作業費用
- (ウ) 既存器具等の処分費用
- (エ) 賃貸借金利
- (オ) 保険費用
- (カ) 消防検査費用
- (キ) 維持管理費用（緊急修理、不点灯時の対応等）
- (ク) 台帳管理システムの使用に必要な物品一式
- (ケ) 台帳管理システムの保守管理費用

② 業務計画書の作成及び提出

受注者は、施工計画書の策定後、速やかに賃貸借・維持管理業務について記載した業務計画書を作成し、本市に提出すること。事業計画書は、L E D化の利益が最大限得られる維持管理及び保守管理業務ができるものとし、維持管理業務については「④維持管理業務」を参照すること。

③ 賃貸借期間

「桑名市公共施設L E D化事業公募型プロポーザル実施要領（第2回）」の「2 事業概要（4）賃貸借期間」のとおり。

④ 維持管理業務

照明器具の設置後から賃貸借期間終了までの間、L E D照明器具が正常な状態で使用できるよう維持管理すること。

- (ア) 設置後から賃貸借期間終了までの間、不点灯及び照度低下（設置後 40,000 時間以内に設置後照度測定の平均照度の 70%未満）、原因不明の不具合等は、受注者の責任及び費用負担において、修理、交換等（以下「交換等」という。）を行うこと。但し、非常灯・誘導灯のランプ・蓄電池については消耗品の為対象外とする。また、交換等の措置を講ずる場合は、施工について発注者と十分に打合せを行うとともに、交換等が生じた旨（対応日、対応者、原因、措置内容等）を発注者に書面で報告すること。
- (イ) 受注者は照明器具の設置後から賃貸借期間終了までの間、適切な動産総合保険に加入し、器具の契約内容不適合や、器具に不具合が発生した場合は、速やかに新品のもので交換を行う等の措置を行うこと。なお、照明器具の設置後から賃貸借期間開始までの間については、メーカー保証により、交換等の措置を行うものとする。
- (ウ) 点検・補修等について、適切かつ迅速な対応が可能な体制を整えること。
- (エ) 受注者は照明器具の設置後から賃貸借期間終了までの間の維持管理について、問合せ窓口（専用窓口又はコールセンター等）を設置すること。なお、連絡を受けた時は、3 日以内（土日祝日及び閉庁日を除く）に状況を確認し、その結果修繕等が必要な場合は速やかに実施すること。
- (オ) 発注者が照明器具の設置箇所を変更するときは、受注者の承諾を得たうえで、発注者負担により物品の取り外し、設置及び調整をする。

- (カ) 前項 (オ) にあたり、照明器具の取り外し、設置及び調整に必要な情報を発注者に提供すること。
- (キ) 設置箇所を変更した照明器具についても、賃貸借期間終了まで維持管理の対象とすること。
- (ク) 点検・補修にあたっては、市内事業者を優先的に活用すること。

5 検査

- (1) 取替工事の完了した施設は、速やかに「8提出書類一覧」で定める完成図書を提出し、検査を受けること。
- (2) 足場（脚立足場を除く）を使用して取替工事を行った箇所については、事前に本市に報告し、検査時期の協議を行うこと。
- (3) 検査は受注者の立会いのもと行うこと。
- (4) 検査で是正指示があった箇所については、受注者の責において賃貸借期間開始日までにこれを是正し、是正報告（是正前後写真等）を発注者に行うこと。
- (5) 上記（4）の是正の対象には、4事業内容（2）調査業務仕様①（ウ）で電灯の選定に当たり当該施設の所管課の判断が必要なものに該当していたが、協議を行わず受注者判断で設置したものを含む。

6 賃貸借期間終了後の器具の取扱い

賃貸借期間終了後の器具一式は、無償で発注者へ引き渡すものとする。

7 その他特記事項

- (1) 受注者は、賃貸借期間開始日を待たずに、施工した照明器具の仮使用を認めること。
- (2) 本事業の履行にあたり、発注者が提供した全ての情報について、第三者に開示または漏洩しないこととし、そのための必要な措置を講ずるものとする。
- (3) 本事業は、本仕様書に沿って実施するものとし、記載なき事項又は内容に疑義が生じたときは、その都度、発注者と協議をし、これを処理するものとする。
- (4) 建築基準法、消防法、建設業法、労働安全衛生法、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律及び本事業に関係する法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定で、政令で定めるものに準拠すること。
- (5) 賃借料の支払については、賃貸借契約期間の開始日から月額後払いとし、受注者から適法な支払請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。なお、各月の支払額に1円未満の端数が生じる場合は、初回に精算するものとする。
- (6) 本市から依頼があった際には、Jクレジットの申請のために必要となる資料を作成及び提出するように努めること。
- (7) 受注者は、電気使用料・従量電気料金・CO2排出量の削減効果の検証を適宜行い、発注者に報告すること。また、削減効果一覧表（様式9）に記載する削減効果と著しく差異が生じる場合は、その理由について発注者に報告を行い、必要に応じて維持管理方法について適正な措置を講ずること。
- (8) 受注者が事業継続困難な状態に陥り、他事業者の本事業を引き継ぐ場合は、あらかじめ発注者の承諾を得ること。

8 提出書類一覧

次に掲げる書類 2 部及びデータ一式 (CD-R) を期日までに発注者に提出すること。

期日	提出書類	内容	備考
現地調査後	協議資料	①照明器具一覧（設置前協議用）	設置前後の照明器具がわかるよう部屋ごとに記載すること（メール送付可）
		②照明器具仕様書	メール送付可
随時	記録	本市との打合せ記録	メール送付可
施工前	施工計画書	①実施工程表	
		②施工体系図	
		③緊急体制及び連絡先	
		④仮設計画	搬入ルート、工事区画、資材置き場等を記載すること
		⑤現場代理人等通知書	監理技術者又は主任技術者の資格者証の写し及び経歴書を添付すること
		⑥JIS、ISO 等規格認定証明書類	
		⑦プロポーザルにて提案した内容に伴う証明書类等	
施工後	完成図書	①器具照明配置図	
		②器具設置前後の写真	
		③消防署へ提出した届出の結果報告書	
		④照明器具一覧（施工後）	設置前後の照明器具がわかるよう部屋ごとに記載すること
		⑤照度測定結果一覧	設置前後の照度がわかるよう部屋ごとに記載すること
		⑥絶縁抵抗・導通試験結果一覧	
		⑦照明器具仕様書	
		⑧産業廃棄物処理管理票	
		⑨維持管理業務中の緊急連絡先及び担当者	
		⑩道路灯及び公園灯の台帳	
		⑪市内事業者の活用実績	提案時に施工等計画書（様式 12）において市内事業者の活用を記載していた場合のみ必須